

### (3) 調整事件の処理状況

#### ア 平成31年第1号あっせん事件

申請年月日	平成31年1月25日
終結状況	打切り
申請者	X労働組合、Y労働組合
被申請者	Z法人
調整事項	一時金の支給方法等

#### (ア) 当事者

申請者は、富山県内に事務所を置く企業別組合と、その上部団体である労働組合である。  
被申請者は、富山県内に事業所を置く法人である。

#### (イ) 概要

X組合とZ法人とは、平成30年度一時金の年間支給月数を〇か月とすること等について、平成30年12月4日付けで確認書を締結した。X組合としては、これまでの労使協議を踏まえ、12月の一時金について、引上げ後の給料を基に支給されるものと理解していた。平成30年12月10日に、12月の一時金が引上げ前の給料を基に支給されることが判明したので、X組合の上部団体であるY組合の担当者がZ法人に説明を求めたが、法人側が話し合いに応じなかったことから、X組合及びY組合は、引上げ後の給料に基づく一時金の支給と一時金の支給方法等に関する団体交渉を求めて、あっせんを申請した。

#### (ウ) 双方の主張

##### 〈組合側の主張〉

12月の一時金は引上げ後の給料を基に支給されると理解していた。

12月11日以降、複数回にわたり労使協議を申し入れたが、法人は応じていない。

##### 〈使用者側の主張〉

給与規程に基づき、6月から11月の給料を基に12月の一時金を支給した。

一時金の支給方法に関して組合側から示された疑義に対しては、既に説明済みであり、追加の協議には応じられない。

#### (エ) 申請までの経緯

平成30年

6月28日 X組合は、上部団体であるY組合と連名で、給料の引上げ等を求める要求書をZ法人に提出した。

- 7月 3日 X組合はY組合に交渉権限を委任した。それ以降、断続的に窓口交渉が行われた。
- 12月 4日 X組合とZ法人とは確認書を締結した。この中に、平成30年度の一時金の年間支給月数を〇か月とする旨、平成30年12月から給料の引上げを実施する旨、12月の一時金として〇か月を支給する旨の記載があった。
- 12月10日 X組合とY組合は、12月の一時金が引上げ前の給料を基に支給される予定であることを認識した。Y組合の担当者がZ法人に説明を求めたがZ法人は応じなかった。

(オ) 申請後の経過

平成31年

- 1月25日 X組合及びY組合があっせんを申請。両組合への事務局調査を実施。
- 1月29日 Z法人への事務局調査を実施。
- 2月28日 第1回あっせん開催（あっせん員：橋爪委員、浜守委員、谷川委員）  
次回までに、当事者双方において、調整事項のうち譲歩できる部分がないか検討することになった。
- 3月13日 第2回あっせん開催  
次回までに、法人側において、引上げ後の給料を基に12月の一時金を支給する代わりに組合側に受け入れてもらいたい条件を検討することになった。
- 4月 9日 第3回あっせん開催  
あっせん員協議のうえ、あっせん案を提示し、受諾を勧告した。
- 4月12日 Y組合から、あっせん案に応諾するとの回答が郵送で事務局に届いた。
- 4月15日 X組合から、あっせん案に応諾するとの回答が郵送で事務局に届いた。
- 4月18日 Z法人から、あっせん案を拒否するとの回答が郵送で事務局に届いた。  
事務局は、法人からの拒否回答があった旨をあっせん員に報告し、打切りはやむを得ないとの判断がなされたため、当事者双方に対しあっせんの打切りを通知した。